



編集と発行
白石市役所
企画審議室
白石市桜小路35
TEL(代)2111
発行定日 毎月1日
(売価1部2円)

東北自動車道(白石関係分) の測量始まる

▽東北自動車道建設につきましては関係市民の皆さんの絶大なご協
▽力によりまして建設計画も着々進んでおりますことを深く感謝し△
▽ます。現在の段階では三角点測量の作業に入り続いて中心点の測
▽量に入るようになりますがその概要についておしらせします。△

① 三角測量

国家基準三角点から路線
近辺に新三角点を設置する
作業で中心杭を打つ作業の
基本的なものです。
三角の一边の長さは約二
kmで小高い丘、山など見通
しの良い点を選び設点しま
す。

④ 水準測量

国家基準点から路線近辺
に水準点(BM)を設置す
る作業をいいます。
この水準点は高さの基本
点になりますので工事完了まで
保存します。

⑤ 縦断測量

路線中心線上に設置した
中心点の地盤の高低を、水
準点を基本として測量する
作業をいいます。

② 多角測量

新三角点から路線中心の
主要点をトランシット測量
により設置する作業をい
います。
この主要点は道路の重要
点であり、十字方向に扣点
を四点設置し工事完了まで
保存します。

⑥ 横断測量

路線中心上に設置した中
心点の直角横断方向の地盤
の高低を測量する作業をい
います。
測量距りは中心点から片
側三〇〜一〇〇mに及びま
す。

③ 中心線測量

主要点を基点とし道路の
中心点を20m間隔に設置す
る作業です。

⑦ 引照測量

②のべた主要点の十字
方向に扣点を設置する作業
をいいます。
主要点一点につき扣点を
四点設けます。

③以下の測量については
地権者会と事前協議中でこ
れが成立後実地測量に入り
ます。

◆冬至◆

ことしの「冬至」は二十
二日に当たります。冬至は、
中国の二十四節気の一つで
旧暦の十一月後(ことし
は旧暦十一月二十一日)に
やつてきます。この日は、
太陽の黄経が二百七十度、
高度が三十一度となります
という事は太陽が一年中
で最も南に位置し、北半球
の正午の太陽の高さが最
も低いということになりま
す、したがって一年中でい
ちばん日照時間が少なく、
反対に夜がいちばん長い日
です。
中国では冬至を、暦の起
点をひかかないと云い伝えら
れていました。またこの日「
の誕生日であるクリスマス
も、この冬至と関連してい
ると考えられています。
人類の祖先たちが、この
足を補うことから、まんざ
ら意味のない言い伝えでも
ありません。



昭和43年度の 検察審査委員候補者

検察審査会の構成員である検察審査委員は地方裁判所支部ごとに管内市町村から選定された候補者のなかから「くじ」で選定されることになっています。

この検察審査会は、検察官が犯人を裁判にかけなかった事件について、その取扱いが正しかったかどうかを審査し、その結果、もし検察官の取扱いが正しくなく犯人を裁判にかけるときは検事正にそのことを通知し、もう一度

- | | |
|------|-----------|
| 第一群 | 一条純平(白石) |
| 第二群 | 鈴木善夫(大鷹沢) |
| 第三群 | 佐藤登子(白石) |
| 第四群 | 佐藤右夫(大鷹沢) |
| 第五群 | 木村房治(小原) |
| 第六群 | 高橋けい(小原) |
| 第七群 | 大野さか(白石) |
| 第八群 | 大浦あや子(越前) |
| 第九群 | 大浦清四郎(斎川) |
| 第十群 | 猪股一雄(白石) |
| 第十一群 | 石井みよし(白石) |
| 第十二群 | 石久間勇(大鷹沢) |
| 第十三群 | 佐久間勇(大鷹沢) |
| 第十四群 | 太田久二(福岡) |
| 第十五群 | 横山久二(福岡) |

国民年金民間協力組織として感謝状

毎年十一月を国民年金普及月と定めてこの制度の主旨を普及してまいります。またこの機会に一層趣旨の普及をはかり制度の発展を期するため十一月二十七日に仙台市において国民年金研修大会が開かれ、その席上で活発な広報活動のもとに保険料の集金や届け等のとりまとめをおこなった優秀な組合に対し宮城県知事から感謝状と記念品が送られました。

市関係分
大平二区国民年金保険料

みんなそろって明るい正月を 歳末たすけあい運動

12月1日～31日

歳末たすけあい運動は地域住民の自発的な運動として始まり、各地区で活発な運動がいつも展開されています。これを厚くお礼申し上げます。

最近社会的、経済的発展にともない、生活水準は向上してありますが、一方ではその発展から取りこぼされた数多くの人々があります。

この人々をたすけあい、みんなそろって明るい正月を迎えられるよう、あたにかいおもいやりと、たすけあいの活動を展開いたします。市民の皆さんよろしくお願いたします。

第19回人権週間 無料人権法律相談所開設

日 時 昭和42年12月15日(金)
午前10時～午後3時

場 所 白石市福祉事務所

相談の内容 人権問題や公害問題その他土地・建物・家庭内の紛争に関する問題および全般のめもこととの相談

相談担当者 佐久間貢 菅野新一 菊池吉兵衛 法務局人権擁護担当職員

無責任なうわさや噂は無形の暴力です。お互いに個人の名誉と信用を尊重して、明るい社会をきずきましよう。

昭和42年工業統計調査

通常産業省では毎年十二月三十一日現在で工業統計調査を実施しますが、今年もまた昭和四十二年の調査時期になりました。

調査にあたっては知事によつて任命された調査員が各事業所に伺い昭和四十二年工業調査票の記入をお願いいたします。ご多忙のところお手数ですが該当調査事項にご記入の上指定された期日まで調査員に提出するようお願いいたします。

皆さんから提出された調査票は厳重に保管され、統計法によつてその秘密を守り統計目的以外、たとえは税金などの申告者に不利益になるようなことには一切使用いたしませんから、正しいご報告をくださるようお願いいたします。

ご承知のようにこの工業統計調査は、国の工業の実態を明らかにするために製

この調査結果は、工業統計速報および工業統計表として公表され、国や地方公共団体の行政施策の基礎資料として、また民間企業の経営の指針として、各方面に広く利用されております。どうぞ本調査の趣旨とその重要性をご理解の上、よろしく協力くださるよう重ねをお願いいたします。

なお市の調査員は15人任命され、それぞれの地区にわかれて調査いたします。調査員訪問のせつはよろしくお願いたします。



この特別交付金は外地に「生活の本拠」を「一年以上」もつていた人が終戦等のやむを得ない理由で、本邦に引揚げることとなつたために在外財産のみならず生活の利益その他生活に根ざすすべてのものを失つた打撃に報いる趣旨で支給されるものです。

- 一、引揚者として請求できる場合
 - ① 外地(現在の日本領土以外の地域、齒舞、色丹、択捉、国後を含む)に終戦日(昭和二十年八月十五日)まで引き続き一年以上生活の本拠をもつていて、同日以後引き続き一年以上生活の本拠をもつていた人
 - ② ソ連参戦の關係でカラフト、千島、華北、内蒙滿州、朝鮮等から昭和二十年八月九日以後終戦日前に引揚げた人(この場合には昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠をもつていたことが要件となります)
 - ③ 終戦前に出張商用等で本邦に来て、滞在中終戦のため外地へ帰れなくなつた人(この場合は外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠をもつていたことが要件となります)
- 二、戦争中又は戦前の引揚者として請求できる特別場合
 - ① 南洋群島(もとの日本委任統治領)に昭和十八年十一月まで引き続き一年以上生活の本拠をもつていて、同日以後終戦日前に引揚げた人
 - ② フィリピン諸島に昭和十六年十二月八日(開戦日)まで引き続き一年以上生活の本拠をもつていて昭和十九年七月一日以後終戦日前に引揚げた人

引揚者の特別交付金

三、遺族として請求できる場合

- ① 引揚時死亡者の遺族

前の条件にありながら引揚げをはたさず外地で死亡した人の遺族
- ② 引揚後死亡者の遺族

前記に該当し、引揚後昭和四十二年七月三十一日以前死亡した人の遺族
- ③ 遺族の範囲は、死亡者の死亡時における配偶者、子、父母、孫でこの順位で請求できます。

ただし昭和四十二年七月三十一日までの間に死亡者の二親等内の血族(近親者)以外の方と再婚または養子となつた昭和四十二年八月一日においてその間柄である場合、養子縁組のあった場合に限り、昭和四十二年七月三十一日の間に離縁によつて親族でなくなつた場合

昭和四十二年二月一日において近親者以外の者の養子となつた場合は除く外なりしたが請求できません

四、相続人として請求できる場合

三十一日までの間に死亡者の二親等内の血族(近親者)以外の方と再婚または養子となつた昭和四十二年八月一日においてその間柄である場合、養子縁組のあった場合に限り、昭和四十二年七月三十一日の間に離縁によつて親族でなくなつた場合

昭和四十二年二月一日において近親者以外の者の養子となつた場合は除く外なりしたが請求できません

四、相続人として請求できる場合

新しい有権者の 感想文募集

新しく有権者になつた人の感想文を募集します。

新しく選挙権を与へられた若い青年の純真な意見を募集して新有権者並びに一般選挙人に対する啓発に資するとともに政治、選挙に対する自覚を高め、民主政治の健全な発展に寄与するためにこの感想文を募集します。

感想文の内容
新たに選挙権をえて、はじめて選挙をした感想あるいは昨年執行予定の参議院議員選挙、または国政、県政、市政についての意見希望等で明るく正しい選挙啓発を内容としたもので四百字詰原稿用紙五枚程度

応募資格
昭和二十二年一月一日から全年十一月三十一日まで生れたる人で市の区域内に住んでいる人

応募締切並びに提出先
昭和四十二年十二月二十五日限り、白石市桜小路三十五、白石市役所内、白石市選挙管理委員会事務局あて

原稿には住所、氏名、生年月日、職業を書いてください。

入選発表と賞品
入選発表 昭和四十三年一月十日
優秀作品には次のとおり賞状と賞品を贈ります。
優秀作品 一点 三千元
優良作品 三点 二千元
佳作 十名 千円相当
その他全作品に参加賞をおくりします。

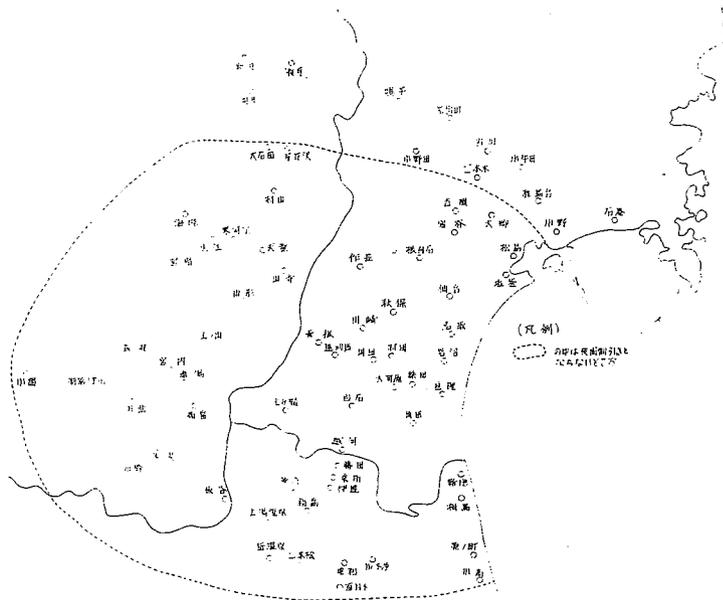


60キロメートル以内の市外通話は 夜間割引になりません

60キロメートル以内のところへおかけになる市外通話は夜間割引になりませんので、ご注意ください。

ところで午後8時の直後は、この地域への市外通話の申し込みで非常にこみあいます。

これは利用者の方のなかに60キロメートル以内の局でも割引になると思つて、この時間を待つて、かけるかたが、かなりおられるからではないでしょうか。午後8時以降は、たいへんこみあいますので割引にならない市外通話は、お早めにお申し込みください。



内職相談所開設

このほど白石公共職業安定所内に内職相談の窓口が新設されました。内職を希望される方はお気軽にご利用ください。内職についてのご相談にあつかり、あつ旋します。

ご相談においてになつた方は、安定所にお名前を登録していただき、登録をすまされた方には希望にそつた仕事のある事業所にご紹介し、気に入つた仕事のな

いは、あとから適当な内職を希望される皆さんは一人一人申込まれても結構ですが五人以上のグループをつくりますと安定所で

いろいろなお世話するのに便利でおたがいに研究し合えるので能率的であり有利です。相談日は毎週と月曜日金曜日です。
(白石公共職業安定所)

仕事の出たときにお知らせします。内職について必要あるときは、各地域を巡回して内職技術の補導及相談をします。

いろいろお世話するのに便利でおたがいに研究し合えるので能率的であり有利です。

昭和42年度納税強調月間

12月の月を納税強調月間と定め強調をはかることになりました。

実施事項

1. 期限内納税の推進について啓蒙運動
2. 貯蓄組合等に対する指導の強化
3. 税制(市税)について研修会の開催
4. 滞納整理の強化
5. 優良納税貯蓄組合等の表彰、報償の実施

あなたのお子さんの教育や、郷土産業発展をはかるための費用に充てられる税金は、期限内に納め、その仕事が計画どおり円滑に進められるよう、協力いたしましょう。

当番

月日	内科	外科
1月7日	水野	銭谷
〳 14日	加藤	宮城
〳 15日	亘理	引地
〳 21日	大沼	朝倉
〳 28日	色	高橋
2月4日	水野	銭谷
〳 11日	加藤	宮城
〳 18日	亘理	引地
〳 25日	大沼	朝倉

日曜祝日の当番医
医師会の日曜、祝日当番を次のように決めましたか

からお知らせします。一月一日から三日までは当番を定めません。自由とします。